

1 適正・公平な課税の推進

～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話等による簡易な接触も行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	R元	R2	R3
申告所得税		60	24	31
法人税		76	25	41
消費税		105	36	57
相続税		11	5	6

■ 実地調査における追徴税額

(単位：億円)

税目	事務年度	R元	R2	R3
申告所得税		992	533	804
法人税		1,644	1,207	1,438
消費税		1,004	862	1,110
相続税		681	482	560

～ データ活用 of 取組強化 ～

国税庁では、様々なデータの中から必要な情報を抽出・加工・分析し、データ間の整合性・関連性・傾向等を把握することにより、潜在的な高リスク納税者を抽出する予測モデルの構築に取り組んでおり、構築した予測モデルと国税組織が保有する様々な資料情報等を組み合わせ、課税事務の効率化・高度化に努めています。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～ 消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査を実施 ～

消費税は、国の租税収入のうち最も金額が大きい税目であり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

また、輸出物品販売場制度を悪用して、不正に消費税免税物品の売買等を行った者への対応については、税関当局とも連携し、厳正な課税処理に努めています。

◎ 消費税の調査事例

- 高額な固定資産の購入を装い架空の課税仕入れを計上していた事実を把握
- 輸出物品販売場で消費税免税物品を大量に購入していたが、購入した物品を国外に輸出せず、不正に消費税の免税を受けていた事実を把握

～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度のほか、共通報告基準(CRS)によって得た情報を効果的に活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

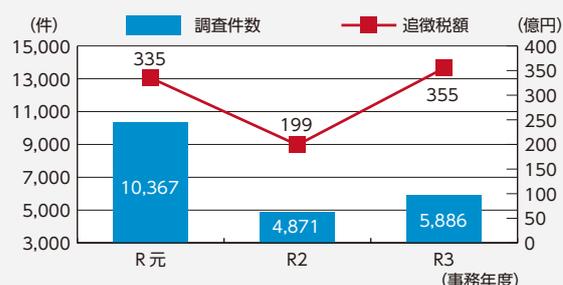
◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

- 租税条約等に基づく情報交換制度によって、海外銀行の代表者名義預金に売上代金を入金させ、売上げを適正に申告していなかった事実を把握
- CRS情報を端緒に、相続税の申告において海外預金と海外不動産を申告していなかった事実を把握

～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、適正な申告をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報などからの的確に把握し、積極的に調査を実施しています。

■ 無申告の調査状況（所得税・相続税・法人税）



◎ 無申告の調査事例

- 動画配信により多額の利益を得ていたが、当該利益を隠蔽し、申告をしなかった事実を把握
- いわゆる「ギャンブル」による多額の収益を得ており、所得税の申告が必要であったが、申告をしなかった事実を把握
- 被相続人の銀行口座から生前に出金して自宅に保管していた多額の現金があり、相続税の申告が必要であると認識しながら、申告をしなかった事実を把握

～ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動¹への的確な対応 ～

シェアリングエコノミーなどの新分野の経済活動については、業界団体や仲介事業者などを通じて利用者(納税者)へ適正申告を呼びかけるなど、適正申告のための環境作りに努めています。また、情報収集・分析の充実に努め、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、行政指導や税務調査を行っています。

こうした取組の詳しい内容は、国税庁ホームページ「[シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応](#)」をご覧ください。

¹ 「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動」とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産(仮想通貨)取引、ネット広告(アフィリエイト等)、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称するものとして使用しています。

～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続に従うことを徹底しています。

(2) 調査以外の手法の活用

～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 審査の結果、計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される者に対し、文書や電話での連絡を行い、申告書の自主的な見直しや提出を呼び掛ける取組
- 申告においてご留意いただきたい事項を、国税庁ホームページなどにより周知し、適正申告を促す取組

協力的手法による取組

大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大企業に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた働き掛けを行っています。

大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実を促すことにより、自発的な適正申告が期待できる法人を増加させ、申告水準の維持・向上を図っています。

この取組により、国税庁では限られた人員をより効果的に活用できるようになるとともに、企業側では不適切な税務処理の発生リスクや税務調査対応の負担の軽減効果が期待されます。

本取組に関する詳しい内容は、国税庁ホームページ「[税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について](#)（調査課所管法人の皆様へ）」をご覧ください。

● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進

～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

国税局が行う申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすい事項を表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「[『申告書の自主点検と税務上の自主監査』に関する情報](#)（調査課所管法人の皆様へ）」に掲載しています。

提出直前の申告書の自主点検、申告書作成前の決算・申告調整事項の把握漏れなどの自主監査に活用することにより、申告誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクの軽減効果が期待されます。

● 移転価格税制に関する相談窓口を試行的に設置

大企業の移転価格税制に関する税務コンプライアンスの維持・向上を目的として、国税局（所）に「[移転価格税制に関する相談窓口](#)」を試行的に設置し、移転価格税制に係る一般的質疑の他、同時文書化対象取引となる個別の国外関連取引等の具体的な相談に対して、適用関係に関する当局の考え方や留意点をお答えしています。

(3) 資料情報

～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、情報照会手続きに基づいて収集した情報や調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、調査・指導に活用しています。



(4) 査察

～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

令和4（2022）年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

その結果、消費税事案では、輸出物品販売場を営む法人が国内で仕入れた化粧品を外国人観光客に販売したように装い架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上した事案や、複数の法人がパワーストーンの仕入れがあったように装い架空の課税仕入れを計上した事案などの不正受還付事案を多数告発したほか、外国法人を利用して不正を行っていた大規模な国際事案、SNSを利用して多数の給与所得者に所得税の不正還付を指南していた事案などを告発しました。

■ 査察広報用パンフレット



税に関する講演会や租税教育に活用するなど、広報にも積極的に取り組んでいます。

◎ 令和4（2022）年度の告発事例

外国法人を利用して不正を行っていた大規模な国際事案を告発

複数の納税義務者が不正加担者と共謀し、同人が日本における代表者を務める外国法人に架空の支払手数料等を計上する、あるいは暗号資産を取引所で譲渡した取引の主体を外国法人に仮装する方法などで、法人税又は所得税を免れていた事案について、各納税義務者のほか、不正加担者についても併せて告発。

■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
令和3年度	116件	103件	75件	10,212百万円 (6,074百万円)	99百万円 (81百万円)
令和4年度	145件	139件	103件	12,760百万円 (10,019百万円)	92百万円 (97百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1件当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
令和3年度	内5 117件	内5 117件	100.0%	内3 5人	64百万円	15.7月	15百万円
令和4年度	内2 61件	内2 61件	100.0%	内1 3人	47百万円	13.6月	12百万円

※ 1 表中の内書は他犯罪との併合事件を示しています。

※ 2 ④～⑥は、他犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

◎ 令和4(2022)年度中に判決が出された事例

F X取引利益の無申告ほ脱犯の再犯者に実刑判決

他人名義でF X取引を行うことにより所得を秘匿し、確定申告書を提出することなく法定納期限を徒過させ所得税を免れた者(無申告ほ脱犯の再犯者)に対して、懲役1年4月の実刑判決が出されました。

査察調査により把握した隠し財産の事例

床下に置かれた袋の中から現金を発見。



■ Web-TAX-TV「脱税を見逃さない! ~国税査察官の仕事~」



国税庁のインターネット番組「Web-TAX-TV」では、脱税者を摘発するために日々努力している国税査察官の仕事をドラマ仕立てで紹介しています。

是非ご覧ください。



【動画はこちら】

2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約76.2兆円（年度内収納割合は98.8%）～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。令和3(2021)年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約77.1兆円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約76.2兆円となっており、その収納割合は98.8%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

滞納を未然に防止するために、振替納税やダイレクト納付などの多様な納付手段を提供した上で、納付の期限や納税資金の積立てに関する周知・広報を、関係民間団体や税理士会等の協力を得ながら、積極的に実施しています。

また、計画的な納付を行っていただくため、ダイレクト納付を利用した予納(予納ダイレクト)を導入し、積極にご利用いただけるよう努めています。

このほか、期限を過ぎて納付したことのある納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発送する前に納付を促すなどの取組を行っています。

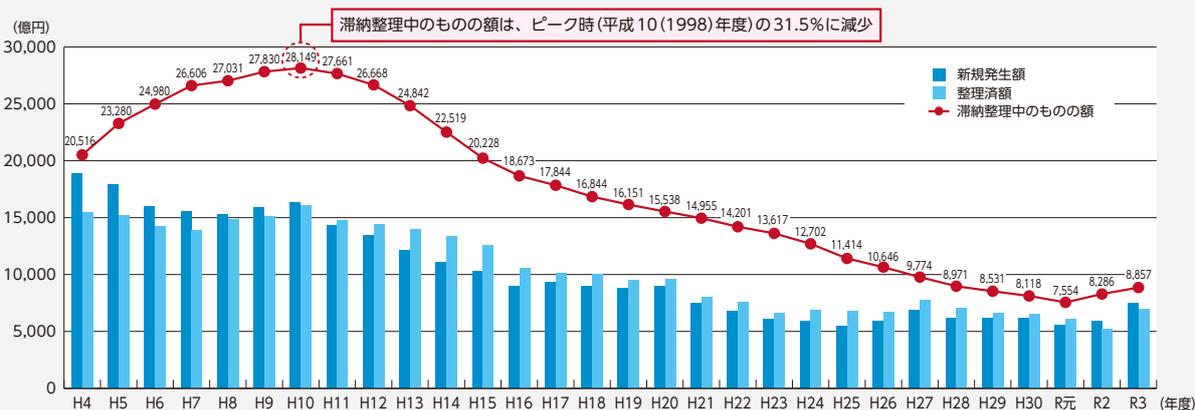
※ 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発送されたものをいいます。

(2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の31.5%に～

令和3(2021)年度末の滞納整理中のものの額は8,857億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約9千億円と依然として高水準
 → 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保する観点から、早期徴収に努めるとともに、以下の基本方針の下で整理促進に取り組んでいます。

～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納整理に当たっては、まず、自主的な納付を促して納付の意思を確認するとともに、事業や財産・収支の状況など、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定します。

具体的には、滞納者から一括納付が困難との相談がある場合には、事情を十分にお聴きした上で、納税の猶予や換価の猶予などの適用を検討し、法令の要件に該当する場合は分割納付を認めるなど適切に対応しています。

一方、納付約束の不履行を繰り返すなど、納税に対する誠実な意思が認められない場合には、財産の差押えや公売等の滞納処分を適時・適切に実施することとしています。

～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索や差押え、公売等の滞納処分を適時・適切に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、厳正に対処しています。

◎ 令和4(2022)年度告発事例

- 顧客からの入金を滞納会社の従業員名義の預金口座に振込入金させることにより、財産を隠蔽した事案を告発
- 内縁の配偶者が事業を始めたように装い、滞納会社の取引先に対する売掛金を当該事業の屋号(架空の屋号)で請求及び領収することにより、財産を隠蔽した事案を告発

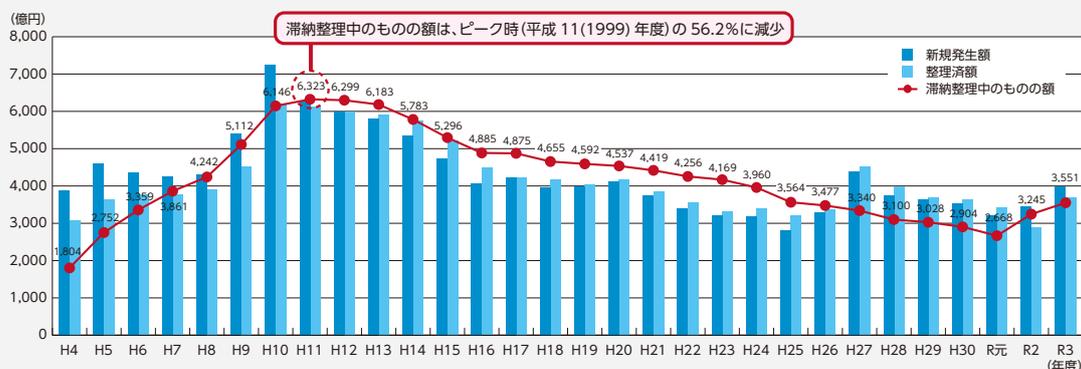
～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

複雑な取引や財産の移転を偽装しているような、処理が困難な事案の滞納整理については、①広域運営による支援や適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、事案の解明に必要な人員を確保して組織的な対応を行うとともに、②国が原告となって詐害行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税を含む滞納については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、確実な処理を行い、滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。
 ※2 地方消費税を除いています。

1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。
 2 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する財産に関する行為(詐害行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます。

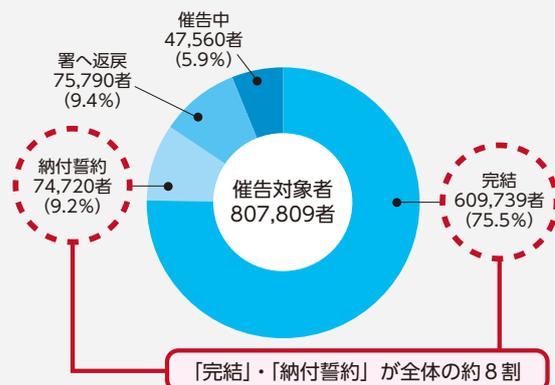
(3) 集中電話催告センター室

～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規に発生した滞納事案は、集中電話催告センター室（納税コールセンター）で幅広く所掌して、システムを活用した電話催告等を実施することにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

こうした取組により、令和3（2021）年7月から令和4（2022）年6月末までの1年間で、催告対象約81万者のうち、約61万者（75.5%）が完結し、約7万者（9.2%）が納付誓約となっています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況



(4) 公売の実施

～ 公売で約1,740物件を売却 ～

国税庁では、滞納処分により差し押さえた財産について、入札や競り売りの方法により公売を実施し、売却した代金を滞納国税に充てています。

令和3（2021）年7月から令和4（2022）年6月末までの1年間で、全国で204回の公売を実施しました。その結果、不動産、自動車、宝飾品など約1,740物件が売却され、その売却総額は約43億円となっています。

全国の国税局が公売する公売財産の内容や公売日程については、国税庁ホームページの「[公売情報](#)」からご覧いただけます。

■ 令和3（2021）年7月から令和4（2022）年6月末までに公売で売却した財産の例



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～ システムの高度活用で迅速な処理 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務については、システムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

年間約4,303万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)¹や、振替納税・ダイレクト納付などの納付書を使用しない納付手段を導入し、事務作業の効率化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化し、効率的かつ迅速な処理に努めています。

3 消費税不正還付への対応

(1) 背景

～ 消費税制度に対する信頼を守っていくために ～

国の租税収入のうち、最も金額が大きい税目は消費税です。

多くの納税者の方々が正しく申告・納税をする一方、消費税の制度を悪用し、取引をしたように見せかけるなど虚偽の内容を申告して、消費税の還付を不正に受けようとする事案が後を絶ちません。このような消費税の不正還付事案は、消費税制度に対する納税者の信頼を著しく害するものであり、国税当局では重点課題と位置付けて対策に取り組んでいます。

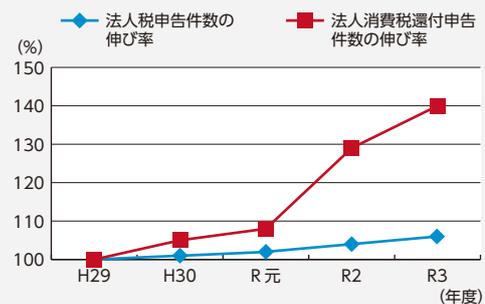
(2) 消費税不正還付の現状

① 申告件数の推移

～ 消費税還付申告件数は年々増加傾向 ～

法人消費税還付申告件数は近年増加傾向が続いており、その増加割合は、法人税申告件数の推移と比べても著しく大きくなっています。

■ 法人税申告件数及び法人消費税還付申告件数の伸び率(平成29年度=100%)



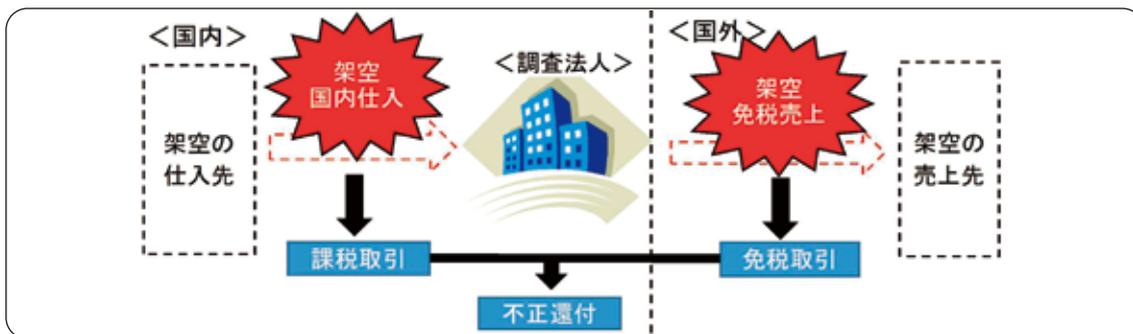
② 消費税不正還付の主な手口

～ 不正の手口は多種多様 ～

イ 架空の国内仕入れ及び架空の輸出売上げを計上する事例

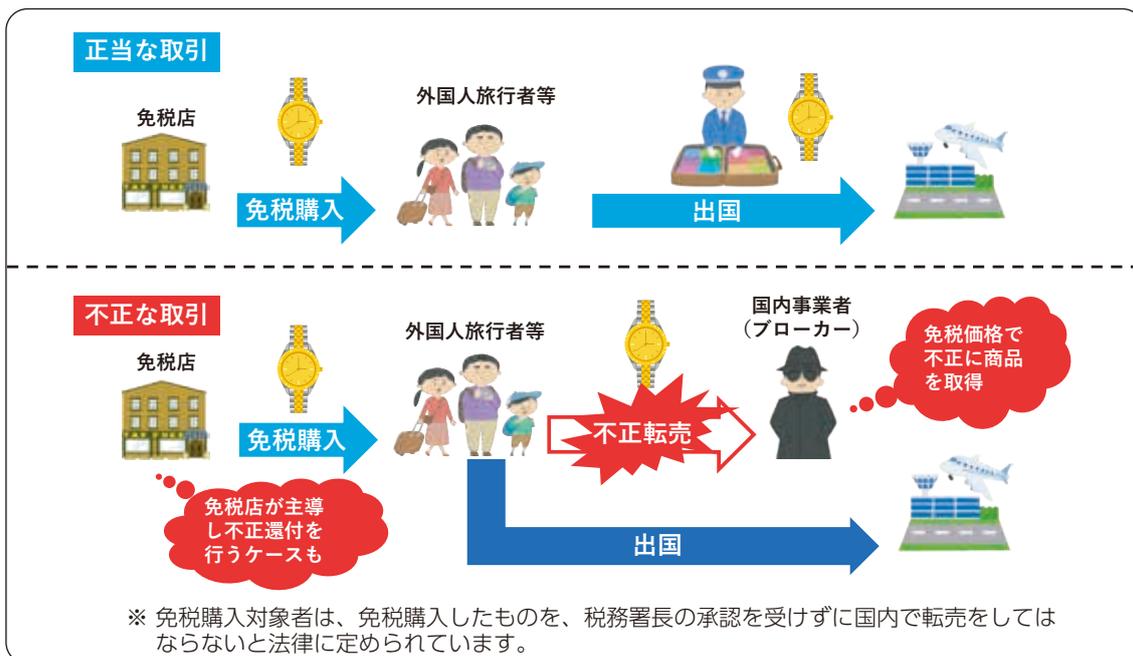
事業者が国内で商品を取引する際には、消費税が課されますが(課税取引)、国外に商品を販売(輸出)した場合には、消費税が免除されます(免税取引)。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を差し引いて申告を行いますが、差引後の金額がマイナスとなった場合は、消費税の還付を受けることができます。この仕組みを悪用し、国内で仕入れた商品を国外へ輸出したかのように虚偽の申告をして不正に還付金を受けようとしていた事例が把握されています。

¹ 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。



□ 免税購入物品の国内転売事例

免税店においては、一定の外国人旅行者等(免税購入対象者)に対して、所定の手続を行うことにより、商品を輸出する場合と同様に、消費税を免除して販売することができます(輸出物品販売場制度)。この場合、外国人旅行者等は免税価格で購入した商品を国外に持ち出す必要がありますが、近年、国内事業者(ブローカー)等の指示の下、多量・多額の免税購入を行った上で、国外に持ち出さずに国内転売することで不正に利益を得るなどの事例やこれを免税店が主導するといった悪質な事例が把握されています。



(3) 消費税不正還付に対する取組

～ 不正な還付申告は見逃さない ～

消費税不正還付を抑止するには、不審な申告を見逃さない、悪質な納税者を放置しないことが重要です。

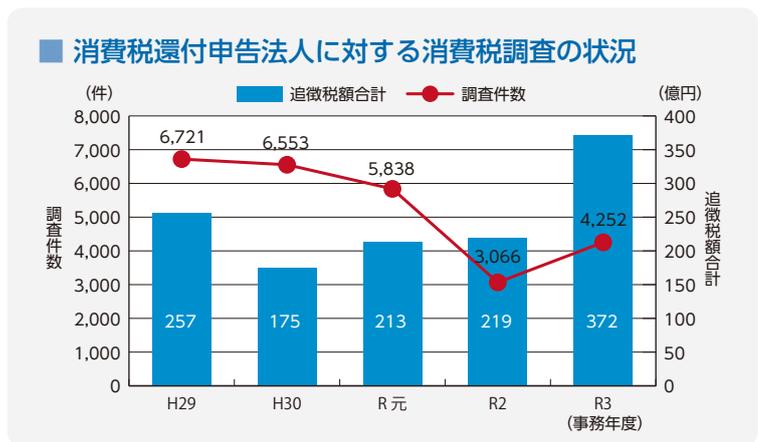
国税庁では、消費税制度を悪用した事例に対して、申告～行政指導・調査～徴収まで各段階に応じた適切な対応を行えるよう、関係部署が連携して①還付申告書の厳格な審査の実施、②悪質な手法等に着目した積極的な調査の実施(事例の分析・データ活用)、③組織体制の充実(専門部署の設置・拡充)、④広報活動を通じた未然防止の取組みなど、組織を挙げて取り組んでいます。

① 還付審査の充実

消費税の還付申告の中には、上記のような不正還付事例以外にも、法令の適用誤りなどによるものも含まれています。そのため、国税当局としては、各種情報に照らして確認の必要がある場合は、還付金の支払いをいったん保留し、必要な書類の提出をお願いしたり、実地調査を行うことで、還付申告の原因や還付税額の確認をしています。これらの結果、還付税額に誤りがあれば適切に是正する一方で、誤りがないと判断した場合には速やかに還付を行っています。

② 実地調査の充実

不正還付の手口は、時代の変化とともに常に進化しています。国税庁では、必要なマンパワーを確保した上で、電子化された購入記録情報¹など、様々な資料の収集・分析を行い、必要な対象を見極め、厳正な調査を実施しています。その結果、令和3(2021)年7月から令和4(2022)年6月までに、消費税還付申告法人に対して約4千3百件の実地調査を実施し、その



追徴税額は、約372億円となっています。また、輸出品販売場制度を悪用した外国人旅行者等に対しても、同期間に30件の実地調査を行い、その追徴税額の総額は約12億円に上りました。

また、特に悪質な不正受還付犯に対しては、査察調査を行った上で検察官に告発し、その刑事責任を追及しています。令和4(2022)年4月から令和5(2023)年3月までに、輸出品販売場を営む法人が国内で仕入れた化粧品を外国人観光客に販売したように装い架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上した事案や、複数の法人がパワーストーンの仕入れがあったように装い架空の課税仕入れを計上した事案などの不正受還付事案16件を告発しており、これらの事案で不正に還付を受けた又は受けようとした金額は、合計で13億4,700万円に上っています。

なお、令和4(2022)年4月から令和5(2023)年3月までに、一審判決が言い渡された不正受還付犯は全て有罪判決であり、そのうち最も重いものは、懲役2年6月(執行猶予5年)でした。

■ 消費税不正受還付事案の告発件数及び不正受還付額

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
告発件数	16件	11件	9件	9件	16件
不正受還付額	1,909百万円	323百万円	384百万円	434百万円	1,347百万円

※1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。

※2 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含む。

1 輸出品販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の手続が改正され、購入記録情報を電子データで国税庁へ送信することとされた(令和2(2020)年4月1日以後行う免税販売から適用され、令和3(2021)年10月1日から完全に電子化された。)

③ 組織体制の充実

消費税不正還付事案への対応として、国税局統括国税実査官や税務署消費税専門官など、消費税調査を専門に担当する部署等の設置や定員を増員し、積極的に調査を実施しています。また、専門的な知識やノウハウを持つこれらの国税局職員や税務署消費税専門官が一般の税務署職員と連携し消費税調査を実施することで、国税組織全体の調査能力向上にも取り組んでいます。

■ Web-TAX-TV「消費税の不正還付を許さない！」



国税庁のインターネット番組「Web-TAX-TV」では、1件の消費税還付申告書の申告内容に疑問を抱いた国税調査官が税務調査に着手し、消費税不正還付を解明するまでを分かりやすいドラマ仕立てで配信しています。是非ご覧ください。



【動画はこちら】

4 国際的な取引への対応

(1) 背景

～ 国際的な租税回避への国民の関心の高まり ～

海外投資を行う個人投資家や海外取引を行う企業が増加するなど、年々経済社会の国際化が進展する中、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違いを利用して税負担を軽減するといった国際的な租税回避に対しても国民の関心が大きく高まっています。

国税庁としては、こうした状況も十分に視野に入れて適正・公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えています。

(2) 国際的な租税回避に対する取組

～ 国際的な租税回避に対する取組を積極的に推進 ～

国税庁では、海外投資を行う個人投資家や海外取引を行う企業による国際的な租税回避に適切に対応するため、①情報リソースの充実（情報収集・活用の強化）、②調査マンパワーの充実（執行体制の整備・拡充）、③グローバルネットワークの強化（外国当局との連携等）を推進し、積極的に調査等を実施しています。

① 情報リソースの充実（情報収集・活用の強化）

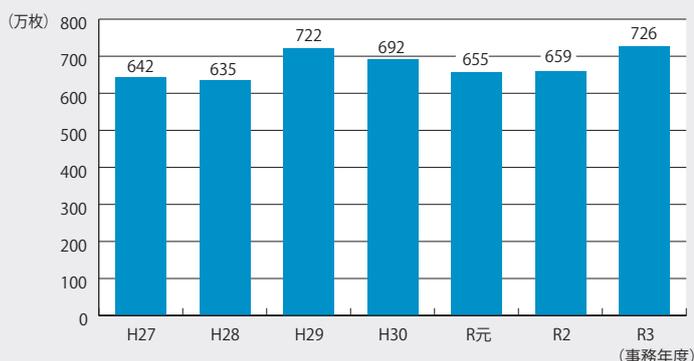
～ 海外取引・国内外財産を的確に把握 ～

国税庁では、国境を越えた経済活動から生じる所得を捕捉し、適正・公平な課税を実現するために、次の制度を活用して海外取引や国内外の財産を的確に把握するとともに、収集・受領した資料情報等を総合的に分析し、国際的な租税回避に的確に対応しています。

イ 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名、住所、取引金額などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです。

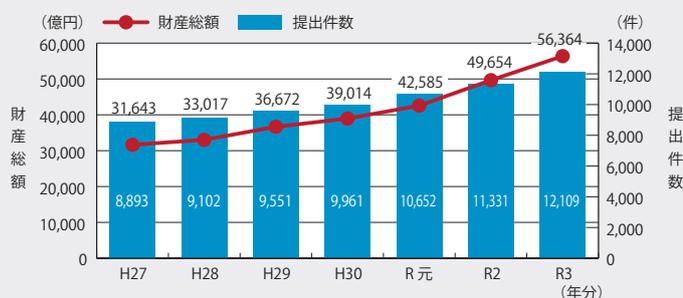
■ 国外送金等調書の提出枚数



ロ 国外財産調書

その年の12月31日において国外に合計5,000万円を超える財産を有する方が、その国外財産の種類や価額などを記載した調書をその翌年の6月30日(令和4年分以前の調書は3月15日)までに税務署に提出するものです。

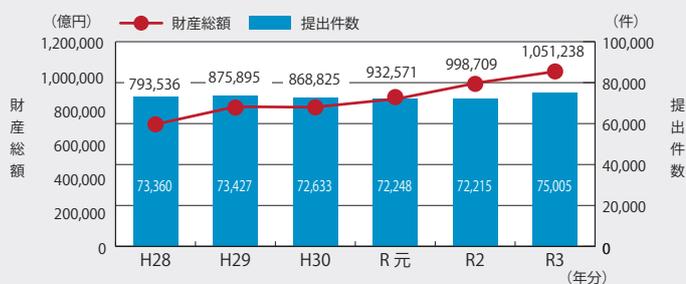
■ 国外財産調書の提出件数及び記載された財産総額



ハ 財産債務調書

①その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産若しくは合計1億円以上の有価証券等を有する方又は②その年の12月31日において合計10億円以上の財産を有する方(令和5年分の調書から対象に追加)が、財産の種類や価額、債務の金額などを記載した調書をその翌年の6月30日(令和4年分以前の調書は3月15日)までに税務署に提出するものです。

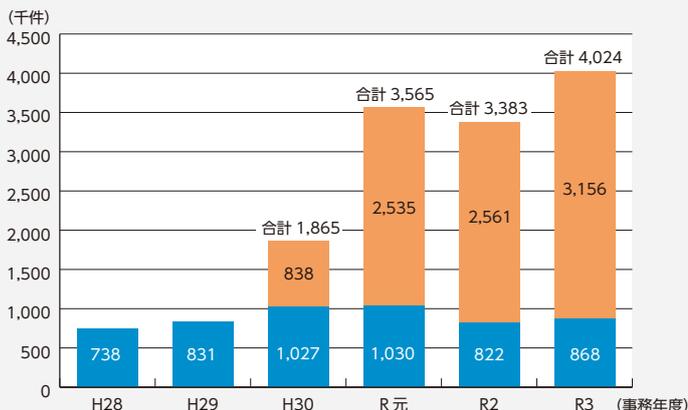
■ 財産債務調書の提出件数及び記載された財産総額



二 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約など(令和5(2023)年5月現在、84の租税条約等¹(153か国・地域を対象))に基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税・徴収に必要な情報を国外から入手しています。

■ 情報交換件数の推移



※ 情報交換件数は、各事務年度の提供・受領の件数を合計したものです。
 オレンジ色部分：CRSによる非居住者の金融口座情報及び国別報告事項の情報交換件数。
 青色部分：要請に基づく情報交換、自発的情報交換及び法定調査情報の自動的情報交換件数。

ホ 共通報告基準(CRS)による非居住者の金融口座情報の自動的情報交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するため、OECDにおいて、非居住者の金融口座情報(氏名・住所・口座残高など)を税務当局間で定期的に交換するための国際基準である「共通報告基準(CRS)」が策定されています。我が国も、この枠組みに基づき、諸外国の税務当局との間で、情報交換を実施しています。国税庁では、受領した情報の資産残高の増減等にも着目し、国外送金等調書や国外財産調書などその他の資料情報等と併せて分析を行った上で、海外にある金融資産及びそこから生じる所得や、課税上問題のある海外取引の把握・解明などに活用しています。

■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換件数

	受 領				提 供			
	令和2 事務年度		令和3 事務年度		令和2 事務年度		令和3 事務年度	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	16	1,473,200	17	1,644,896	12	529,864	12	536,650
北米・中南米	19	117,291	20	216,480	13	43,354	16	40,744
欧州・NIS諸国	40	313,587	43	325,978	39	73,074	42	67,976
中東・アフリカ	12	2,818	14	313,310	6	4,266	7	6,424
合 計	87	1,906,896	94	2,500,664	70	650,558	77	651,794

◎ CRS情報の活用事例

- CRS情報により、外国法人から得た役員報酬の申告漏れを把握するとともに、それを原資とした資産運用により得た配当所得が申告漏れとなっていた事実を把握
- CRS情報により、海外の被相続人名義の預金口座を把握し、その預金口座と、調査で新たに把握した海外の不動産が申告漏れとなっていた事実を把握
- CRS情報により、法人の代表者が海外に保有している預金口座に多額の残高があることを把握し、受取手数料を海外の個人名義口座で回収することによって収入から除外していた事実を把握

1 ここでの租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

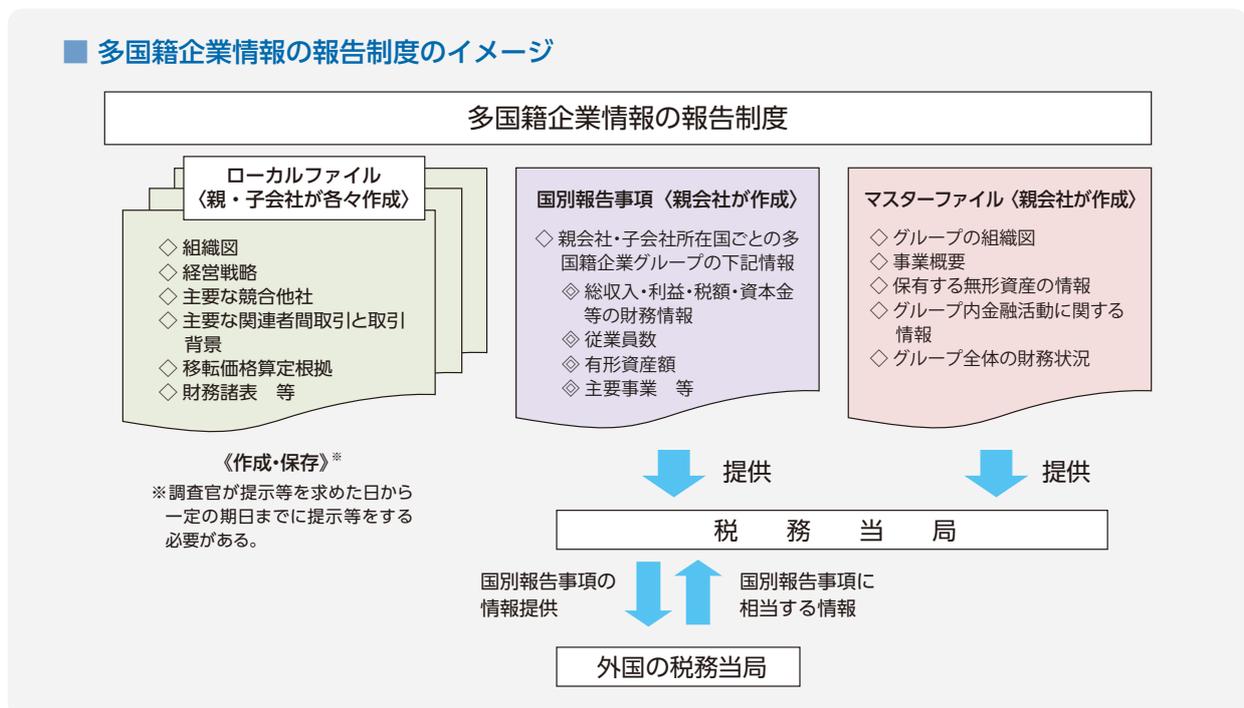
へ 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、①国別報告事項、②事業概況報告事項(マスターファイル)及び③ローカルファイルを税務署に提供(又は作成・保存)することが一部の法人に義務付けられています¹。

国別報告事項は、一定規模以上の多国籍企業グループの最終親会社等がその居住地国・地域の税務当局に提供することとされており、我が国では、令和3(2021)事務年度において、53か国・地域の税務当局から2,246グループの情報を受ける一方、60か国・地域の税務当局に901グループの情報を提供しました。

国税庁では、多国籍企業における移転価格リスクや租税回避リスクの評価を行うに当たり、これらの情報を効果的に活用しています。

■ 多国籍企業情報の報告制度のイメージ



② 調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)

～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、国際的租税回避に対応するため、国税局や税務署に専門的に対応する部署を設置しています。

また、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者については、全国の国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置し、その関係者や主宰法人等をグループとして一体的に管理して、各種情報の収集・分析を行っています。

¹ 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社は、その親会社の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxiにより提供することとされました(平成28(2016)年4月1日以後に開始する会計年度から適用)。

③ グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)

～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化する中、適正・公平な課税を確保するためには外国税務当局との協調が不可欠となっており、国税庁は、外国税務当局との連携の強化に努めています。

イ 国際的な枠組みへの参画

(イ) 国際合意の形成と履行

BEPSプロジェクトは、多国籍企業が各国国内法の間はずれ等を利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECDにおいて立ち上げられたものです。このプロジェクトにおける議論にはOECD非加盟国のG20メンバーも参加し、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されています。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、また、各国政府の制度及び多国籍企業の活動等に関する透明性の向上を図るための15の行動計画が勧告されており、国税庁は、その勧告内容の適切な実施に取り組んでいます。それぞれの行動計画の詳しい内容については、国税庁ホームページ「[BEPSプロジェクト](#)」をご覧ください。

(ロ) OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、OECD加盟国のみならず、新興国・途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があります。このため、「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織されています。令和5(2023)年5月現在、我が国を含む142の国と地域がこの枠組みに参加し、勧告内容の実施状況に関する相互審査や、勧告内容の見直しに関する議論に加え、直近では経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する解決策(市場国に対する新たな課税権の配分[第1の柱]とグローバル・ミニマム課税[第2の柱])が議論されており、各国がグローバル・ミニマム課税を導入する際のモデル・ルールや執行ガイダンスが合意・公表されました。我が国では令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税のルールのうち所得合算ルールの法制化が行われています。

また、租税条約等に基づく情報交換については、令和5(2023)年5月現在、168の国と地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において各国・地域の法制と執行について相互審査が行われています。

なお、「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC : Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。

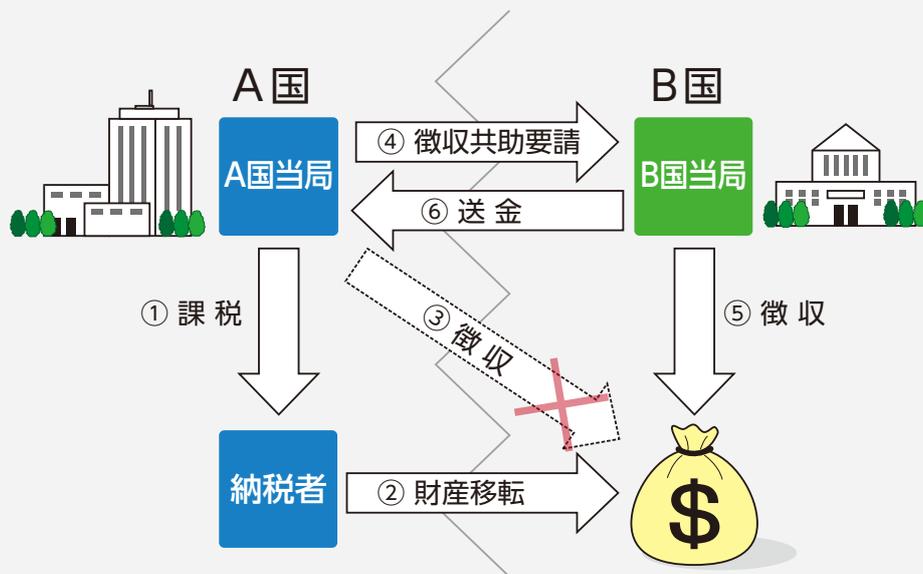
国税庁は、こうした取組や議論に積極的に参画しています。

□ 徴収共助制度の活用

租税を徴収するための権限は国外で行使することができないという制約があります。このため、租税条約において、国外への財産移転による国際的な徴収回避に適切に対応することを目的として、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みを設けています。

国税庁では、税務行政執行共助条約¹などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。

■ 徴収共助の仕組み



■ Web-TAX-TV「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」



国税庁のインターネット番組「Web-TAX-TV」では、海外に財産を移転させ納税を免れようとする悪質な滞納事案に対し、租税条約に基づく徴収共助制度を活用した徴収に取り組む徴収官の仕事を描いたドラマ仕立てで配信しています。

是非ご覧ください。



【動画はこちら】

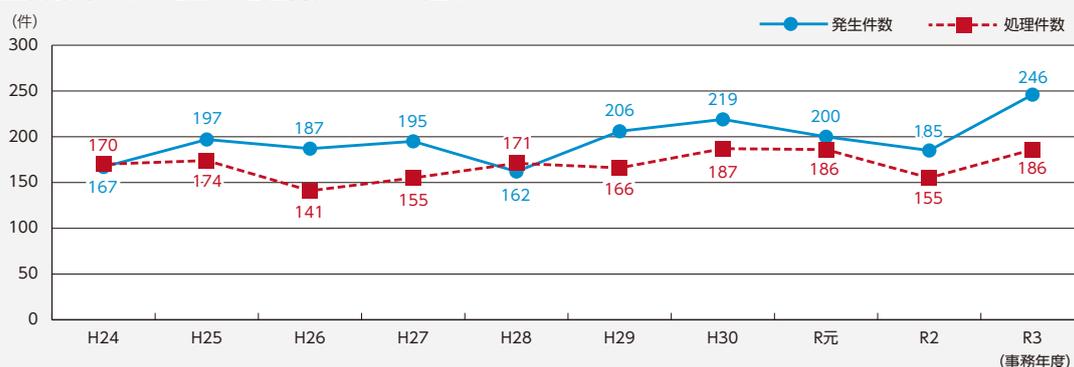
¹ 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め141の国・地域において発効しています(令和5(2023)年6月1日現在)。

八 相互協議の促進

国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等に基づき外国税務当局との相互協議¹を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制²の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認³に係る相互協議も実施しています。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます⁴。

■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移



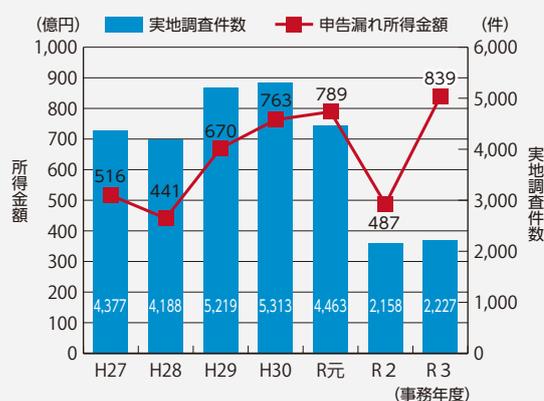
※ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。

(3) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

～ 富裕層や海外取引のある企業に対して積極的に調査 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、上記の取組を推進することにより、海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処するための調査を積極的に実施しています。

■ 富裕層に対する所得税調査実績



◎ 富裕層や海外取引のある企業に対する調査事例

- 租税条約等の情報交換規定によって、海外金融機関から得た利息等の申告を行っていない事実を把握、また、所有する外国法人について外国子会社合算税制を適用すべき事実を把握
- 現地の登記情報等から法人税の負担が小さい国・地域に所在する外国子会社の実態を確認し、外国子会社合算税制を適用すべき事実を把握

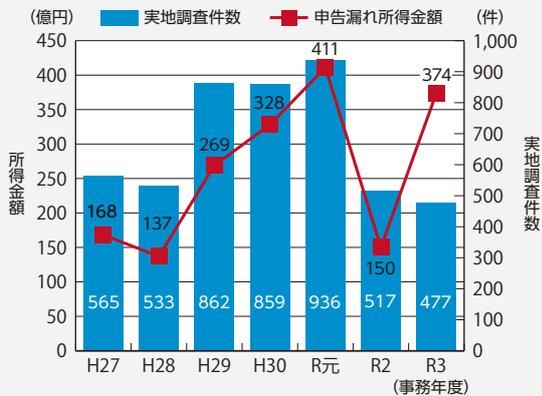
1 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税などにより生じた場合などにおいて、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約相手国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

2 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格(これを「独立企業間価格」と呼んでいます。)と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

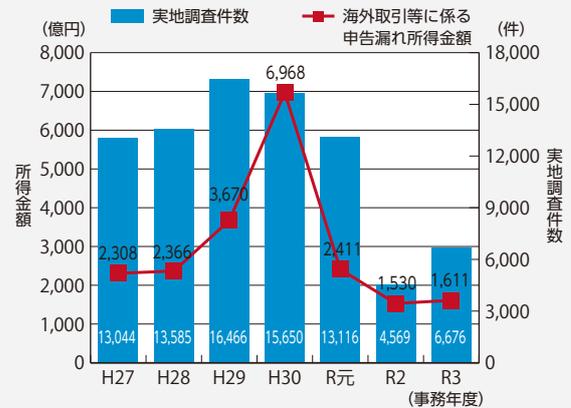
3 「事前確認」とは、納税者が申し出た独立企業間価格の算定方法などについて税務当局が確認を行うことです。

4 令和3(2021)事務年度の協議回数・日数は53回・155日でした。

■ 海外投資などを行っている富裕層に対する所得税調査事績



■ 海外取引法人等に対する法人税調査事績



～ 移転価格税制の運用の明確化 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加し、その内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針を改正するなど、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。

また、移転価格税制に係る事前確認については、事前確認の申出の前に税務当局が相談を受ける事前相談を行うなど、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

5 各国税務当局との協力

(1) 開発途上国に対する技術協力

～ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ～

国税庁では、政府開発援助(ODA)の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国税庁実務研修

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局からの要望を受けて、現地で開催される研修に職員を講師として派遣しています。令和4（2022）年度は、インドネシア、フィリピン、ベトナムに職員を派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。令和4（2022）年度は、フィリピン、ベトナム、ラオスで職員が活動しました。

2 国内での受入研修の実施

(1) 国際税務行政（ISTAX）

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般と幹部職員を対象とした上級があります。

(2) 国別研修

1か国の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、その国からの要望に沿った講義などを行っています。

(3) アジア国際課税

アジア諸国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。

(4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、日本の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。令和4（2022）年度は、政策研究大学院大学、一橋大学及び明治大学の各大学院に在籍している留学生6名が参加しました。

■ 受入研修などの実施状況

（単位：国、人）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国際税務行政 (ISTAX) (一般)	国数	14	16	—	14	3
	人数	14	16	—	14	3
国際税務行政 (ISTAX) (上級)	国数	9	11	—	10	5
	人数	9	11	—	10	5
国別研修	国数	6	3	1	2	4
	人数	86	32	15	136	355
アジア国際課税	国数	5	7	—	6	4
	人数	7	7	—	11	6
国税庁実務研修	国数	11	12	7	8	5
	人数	17	15	9	9	6

※ 令和2（2020）年度以降は、オンライン形式による研修も含まれています。

(2) その他の技術支援

～ OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー ～

OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミーは、国税庁がOECDと連携して開催している、アジア・太平洋地域の租税犯罪調査官等を対象にした租税犯罪やマネーロンダリングなどの捜査手法、各国間の国際協力などに関する研修です。令和元(2019)年5月の税務大学校和光校舎での開講以降、令和4(2022)年度末までにオンライン形式での開催を含め、計11回研修を開催しました。

(3) 税務行政が直面する問題解決に向けた各国間の協力

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟38か国及び非加盟14の国と地域(令和5(2023)年5月現在)の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。令和4(2022)年9月には、第15回会合がオーストラリア(シドニー)で開催され、国際課税ルールに関する新たな合意の実施に向けた執行上の課題や税務行政のデジタル化への継続的な取組等について意見交換が行われました。

ロ アジア税務長官会合

アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における18か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。

令和4(2022)年10月には、第51回会合がマレーシア(クアラルンプール)で開催され、人的資源と組織構造に焦点を当てた税務行政の新たな課題への取組、自主的なコンプライアンス向上等について意見交換が行われました。